

【10～20代のあなたへ！注意喚起シリーズNo.2】

情報商材や暗号資産(仮想通貨)のトラブル

「もうかる」はすが、残ったのは借金・・・

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告などから、10～20歳代の若者が「高額な契約をしたが全く儲からない」などの相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

事例をご紹介します。

- ・「株取引でもうかる」という情報商材を20万円でカード決済したが、高額で支払えない。解約したい。
(10歳代 男性)
- ・アフィリエイトの情報商材を購入して指示通りに作業したがもうからず、事業者と連絡が取れなくなってしまった。
(20歳代 女性)
- ・SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない。返金して欲しい。
(20歳代 女性)
- ・学生ローンで借金をして暗号資産の投資契約をしたが、説明と違って全く配当がない。
(20歳代 女性)

情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業や投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、PDFや動画など様々な形式で販売されている情報のことです。しかし、契約前に中身を確認することができないため、購入してみたら広告や説明と違い、あまり価値のない情報だったと言う場合があります。事業者にもうかることばかりを強調されたが具体的な仕組みが分からない、広告にはなかった高額な契約を勧められたなど、話が違うと思ったら契約しないできっぱり断りましょう。

また、暗号資産は、資金決済法で定義される、インターネットを通して電子的に取引される財産的価値を持つデータです。日本円やドルのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。様々な要因によって価格が変動することがあります。

暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。ただし、登録業者であっても信用性が担保されているわけではありません。暗号資産の取引にはリスクがあることを十分に理解しましょう。

うまい話はありません。借金をしてまで契約しないよう注意しましょう。何かトラブルが生じた場合や、事例のような勧誘を受けた場合は契約する前にお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。(消費者ホットライン「188」)

(参考:国民生活センターHP)